居宅介護支援

重要事項説明書

社会福祉法人　白鳳会

ケアプランセンター　一樹

居宅介護支援重要事項説明書

（令和7年4月1日現在）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

この「重要事項説明書」は「奈良県指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１．事業者（法人の概要）

（１）事業者の名称　　社会福祉法人　白鳳会

（２）事業者の所在地　　奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目４－３６

（３）事業者の法人種別　　社会福祉法人

（４）代表者氏名　　理事長　田野瀬　博

（５）電話番号　　０７４５－７５－１２１２

（６）FAX番号　　０７４５－７５－１３１３

２．ご利用事業所の概要

（１）事業所の名称　　ケアプランセンター　一樹

（２）事業所の所在地　　奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目４－３６

（３）電話番号　　０９０－２５９０－１９０５

（４）事業所番号　　2971600776

（５）管理者氏名　　廣畑　美由紀

（６）通常の実施区域　　斑鳩町、王寺町、河合町、三郷町、上牧町、広陵町、安堵町
大和郡山市

３．事業の目的及び運営の方針

（１）事業の目的

社会福祉法事白鳳会が開設するケアプランセンター一樹が行う指定居宅介護支援事業者の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者は介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行う事を目的とする。

（２）運営の方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療のサービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平に中立に行う。

４．営業日及び営業時間

（１）営業日　　月曜日～金曜日
祝日及び8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く

（２）営業時間　　午前８：３０～午後５：３０

５．事業所の職員体制

管理者　　廣畑　美由紀

職	職　務　内　容	人員数
管理者	１．従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 ２．従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　　1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常　勤　　1名

６．居宅介護支援の提供にあたって

（１）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて頂きます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるような援助を行います。また、要介護認定の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

７．居宅支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

１．サービスのお申込み

※電話にて、承ります

２．ご自宅を訪問

※介護支援専門員がご宅へ伺います。ご家族に同席して頂くこともございます

３．要介護認定がお済みの場合

※少しでも早い居宅サービスの提供を心がけます

４．居宅サービス計画原案の作成

※サービス内容等の打ち合わせ

※サービス料金のご相談

５．サービス事業者と調整

※各サービス事業者がお宅へ伺う事もあります

６．居宅サービスの決定

※ご本人、ご家族に居宅介護サービス計画を説明のうえ交付します

※決定した居宅サービス計画を居宅サービス事業者に説明します

７．事業者から居宅サービスの提供

※提供された居宅介護サービス等に対してのご要望等を承ります

８．毎月の訪問

※毎月ご自宅へ伺い、利用者の心身状況の把握を行い必要に応じて計画の変更を行います

要介護認定がまだお済でない場合

要介護認定申請の代行等

※要介護認定調査が行われます

※要介護認定結果通知

順番3へ

８．身分証の携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

９．記録の整備

指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供開始から5年間保管します。

１０．利用料について

（１）利用料金

居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）については、下表のとおりですが、**要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。**

※地域区分別の単価（7級地10.21円）を含んでいます。

※利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は１㎞あたり200円請求致します。

区分・要介護度			基本単位	利用料
（ｉ）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数４５未満	要介護１・２	1,086単位	11,088円
		要介護３・４・５	1,411単位	14,406円
（ii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数４５以上６０未満	要介護１・２	544単位	5,554円
		要介護３・４・５	704単位	7,187円
（iii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数６０以上	要介護１・２	326単位	3,328円
		要介護３・４・５	422単位	4,308円

加算

加算			基本単位	利用料	加算の要件・算定回数等
初回加算			300単位	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護を行った場合 ①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 （1か月につき）
特定事業所加算（ｉ）			519単位	5,298円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1か月につき）
特定事業所加算（ii）			421単位	4,298円	
特定事業所加算（iii）			323単位	3,297円	
特定事業所加算（A）			114単位	1,163円	
退院・退所加算	カンファレンス参加無	連携1回	450単位	4,594円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連携2回	600単位	6,126円	
	カンファレンス参加有	連携1回	600単位	6,126円	
		連携2回	750単位	7,657円	
		連携3回	900単位	9,189円	

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円	病院又は診療所の求めにより、職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算	50単位	510円	利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,084円	※下記　記載参照

減算

特定事業所集中減算	200単位	2,042円	正当な理由なく特定の事業所に８０％以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の50％に減算		運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

（２）　解約料　　解約についての料金は一切いただきません

※ターミナルケアマネジメント加算は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること

②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること

③把握した心身の状況等の情報を記録すること

④把握した心身の状況等を主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提出すること

⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

１１．介護支援専門員の交代

（１）利用者から交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（２）事業所からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

１２.サービス事業者の選定について

（１）サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。

（２）利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。

１３．主治の医師及び医療機関等との連携

（１）事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾病に対する対応を円滑に行うために、疾病に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのために、入院・受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名称を添付する

等の対応をお願いします。）

（２）介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

（３）介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
またこの場合において、介護支援専門は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

１４．相談支援事業者との連携について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

１５．虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

１６．感染や災害への対策

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

１７．ハラスメント対策

⑴事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
⑵利用者又はその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１８．質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、運営基準に沿った適切な居宅介護支援を提供します。当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

１９．事故発生時の対応

利用者の病状の急変が生じた場合は、主治医や家族等に連絡をとる措置を講じます。また、事故が発生した場合は速やかに対応するとともに、保険者に報告するものとします。

２０．個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

（１）使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅介護サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合は使用します。

（２）使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

（３）個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

（４）使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

２１．サービスに関する苦情について

（１）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

当事業所における苦情の専用窓口

管理者　廣畑美由紀　受付時間：月曜日から金曜日まで　（8:30～17:30まで）

（２）その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口に苦情を伝えることができます。

行政機関その他受付機関

国民健康保険団体連合会	橿原市大久保町302－1　TEL　0744－29－8311
斑鳩町　住民生活部　福祉課	斑鳩町法隆寺西３丁目7番12号　TEL　0745－74－1001
河合町　高齢福祉課	河合町池部1丁目1－1　TEL　0745－57－0200
王寺町　福祉介護課	王寺町王寺2丁目1－23　TEL　0745-73-2001
上牧町　いきいき対策課　介護保険係	上牧町大字上牧3245-1　TEL　0745-79-2020
三郷町　住民福祉部　長寿健康課	三郷町勢野西1丁目2-1　TEL　0745-73-2101
安堵町　福祉保健センター　介護福祉課	安堵町大字東安堵853　TEL　0743-57-1590
広陵町　介護福祉課	広陵町笠161-2　TEL　0745-55-6771
大和郡山市　介護福祉課	大和郡山市北郡山町248-4　TEL　0743-53-1151

２２．要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関して

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供をうけるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

①提供する居宅介護支援について

・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。

・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

②注意事項

要介護認定の結果が不明な為、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

(1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
(2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

付則　この重要事項説明書は、令和7年4月1日より施行する。

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年　　月　　日

（事　業　者）	所　在　地	奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目４－３６
	法　人　名	社会福祉法人　　白鳳会
	代　表　者	理事長　　田野瀬　博　　印
	事　業　所　名	ケアプランセンター　　一樹
	説　明　者　氏　名	廣畑　美由紀　　印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（利　用　者）　住　所

氏　名　　印

（家族等代行者）　住　所

氏　名　　印

（利用者との関係　　）